

訪問看護利用約款（医療保険）

（約款の目的）

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会（以下「事業者」という。）が設置経営するあさひ訪問看護ステーション（以下「当事業所」という。）は、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの定款に従い、利用者に対し、療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、一方、利用者又は利用者を扶養するもの（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が訪問看護利用約款（医療保険）を当事業所に提出したときから効力を有します。ただし、身元引受人に変更があった場合は、新たに契約を行うこととします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問看護を利用することができるものとします。

（訪問看護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、訪問看護計画を作成します。事業者は、この計画を作成した場合は、利用者又は身元引受人に説明し、利用者の同意を得ることとします。

- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、訪問看護計画の変更等の対応を行います。

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第4条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
 - 二 契約者が医療施設に入院した場合（3か月以上継続）
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が医療保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第5条及び第6条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の訪問看護計画にかかわらず、本約款に基づく訪問看護利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の訪問看護計画作成者に連絡するものとします。ただし、利用者が正当な理由なく、訪問看護実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、1か月以上の予告期間をおいて文書で理由を通知することにより、本約款に基づく訪問看護サービスの利用を解除・終了することができます。

- 一 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- 二 利用者又は身元引受人が、当事業所、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 三 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により訪問看護の提供ができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問看護サービスの対価として、別紙 当事業所のご案内記載の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持)

第8条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理

由なく第三者に漏らしません。

2 あらかじめ文書により利用者や身元引受人の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、直ちに身元引受人にその事実を告げ、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する訪問看護に対しての要望又は苦情等について申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 訪問看護の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

< 損害保険 >

訪問看護事業者総合補償制度

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款および医療保険制度等の関係法令で定められていない事項については、その他関係諸法令の趣旨を尊重し、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯して債務を負担しその履行の責任を負います。

2 前項の連帯保証人の負担は、極度額3,000,000円を限度とします。

3 契約者は、社会通念上、連帯保証人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。

4 契約者は、連帯保証人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに連帯保証人を立てるように努めます。

5 連帯保証人は、契約者について、事業者に対して発生する債務一切を契約者と連帯して保証することとします。

<別紙1>

あさひ訪問看護ステーションのご案内

(令和8年6月1日現在)

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人桑の実園福祉会 |
| (2) 法人所在地 | たつの市揖西町小神字塚原1551番地 |
| (3) 電話番号 | 0791-66-1360 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 徳永憲威 |
| (5) 設立年月日 | 昭和63年11月1日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・施設名 | あさひ訪問看護ステーション |
| ・開設年月日 | 平成8年12月2日 |
| ・所在地 | たつの市神岡町東薺崎543 |
| ・電話番号 | 0791-66-1984 |
| ・ファックス番号 | 0791-61-9013 |
| ・管理者名 | 山崎 敏子 |
| ・介護保険指定番号 | 訪問看護（兵庫県2863690034号） |

(2) 訪問看護ステーションの目的と運営方針

〔目的〕あさひ訪問看護ステーションは、介護保険法令の趣旨に従い、要支援又は要介護状態と認定された利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練など、適正な訪問看護サービスを提供します。

〔運営方針〕当ステーションの看護師は、要支援又は要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。また、在宅ケアの支援に当っては、関係市町村の窓口、保健・医療・福祉サービス機関及び近隣の在宅サービス提供事業者と連携をとり、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業実施地域

通常の事業実施地域は、たつの市、太子町（揖保郡）、相生市、姫路市（勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野）とします。

(4) 営業日及び営業時間

営 業 時 間	8:30 ～ 17:30
受 付 時 間	月 ～ 土 8:30 ～ 17:30
サ ー ビ ス 提供時間帯	月 ～ 土 8:30 ～ 17:30

※ 日曜日、12月30日～1月3日は休業いたします。

(5) 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	
2. 訪問看護師	1	2	2.5人以上	
1 正看護師	2	2		管理者と常勤 の訪問看護師 1名は兼務
2 准看護師	0	0		

3. サービス内容と利用料金

(1) サービス内容

- ① 病状・傷害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ オプションサービス

(2) サービス利用料金

1. 基本利用料

- ① 基本療養費(週3日まで)

負担割合	負担金額
1割負担	560円
2割負担	1,120円
3割負担	1,680円

②管理療養費

負担割合	負担金額	
	月の初日	2日目以降
1割負担	771円	301円
2割負担	1,542円	602円
3割負担	2,313円	903円

週4日（日曜日起算）以上の頻回な訪問の場合は料金が変わります。

2. 基本療養費及び管理療養費の加算

①長時間訪問看護加算（厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者）（週1回）

負担割合	負担金額
1割負担	520円
2割負担	1,040円
3割負担	1,560円

②医療機関等の専門看護師と訪問看護師が同一日に訪問した場合

負担割合	負担金額
1割負担	1,290円
2割負担	2,580円
3割負担	3,870円

③退院時共同指導加算

医療機関または介護老人保健施設を退院もしくは退所時に
退院時共同指導を行った場合

負担割合	負担金額
1割負担	800円
2割負担	1,600円
3割負担	2,400円

④試験外泊日に訪問看護を利用した場合（算定要件に該当する場合）

負担割合	負担金額
1割負担	850円
2割負担	1,700円
3割負担	2,550円

⑤退院当日に訪問した場合（算定要件に該当する場合）

負担割合	負担金額
1割負担	600円
2割負担	1,200円
3割負担	1,800円

⑥特別管理加算（Ⅰ）（月1回）

気管カニューレや留置カテーテルを使用している等、算定要件に該当する場合

負担割合	負担金額
1割負担	500円
2割負担	1,000円
3割負担	1,500円

⑦特別管理加算（Ⅱ）（月1回）

床ずれの処置や週3日以上の点滴を行う等、算定要件に該当する場合

負担割合	負担金額
1割負担	250円
2割負担	500円
3割負担	750円

⑧早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）

負担割合	負担金額
1割負担	210円
2割負担	420円
3割負担	630円

⑨深夜加算（22時～6時まで）

負担割合	負担金額
1割負担	420円
2割負担	840円
3割負担	1,260円

⑩複数名訪問看護加算（週1回）

複数の看護師等による訪問看護を行うことについて同意を得ている場合

負担割合	負担金額
1割負担	430円
2割負担	860円
3割負担	1,290円

⑪1日に複数回訪問した場合

負担割合	2回目	3回目
1割負担	450円	800円
2割負担	900円	1,600円
3割負担	1,350円	2,400円

⑫24時間対応体制加算（月1回）

電話に常時対応し、緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合で同意を得ている場合

負担割合	負担金額
1割負担	680円
2割負担	1,360円
3割負担	2,040円

⑬ターミナルケア加算（死亡月1回）

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を行った場合

負担割合	負担金額
1割負担	2,500円
2割負担	5,000円
3割負担	7,500円

⑭訪問看護物価対応料（1日につき）

訪問看護物価対応料1

イ 月の初日の訪問の場合 60円

ロ 月の2日目以降の訪問の場合 20円

3. その他の利用料

①交通費

ステーションから片道2km以内は無料

2km以上の場合（1回につき）525円

②営業日以外の日に訪問看護を提供した場合

（1日につき）5,000円

③死後の処置をした場合

ご希望の場合のみ11,330円

4. 特定疾患、生活保護等は利用料免除あり

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替（利用料の自動引き落とし）、銀行振込、窓口での現金支払いの3方法があります。契約時にお選びください。
- ・口座振替（利用料の自動引き落とし）の場合は、桑の実園福祉会が指定の金融機関に口座をお持ちの方、もしくは口座開設される方は口座振替が出来ます。
 なお、手数料は桑の実園福祉会が負担いたします。口座振替を希望される方は事務所へ必要書類を提出下さい。
- ・指定口座への振込は次の通りです。なお、振込料は振込ご依頼人様にてご負担下さい。

指定金融機関	西兵庫信用金庫
支 店 名	龍野支店
預 金 種 目	普通預金
口 座 番 号	0208203
口 座 名 義	社会福祉法人 桑の実園福祉会 あさひ訪問看護ステーション 理事長 徳永憲威

指定金融機関	兵庫西農業協同組合
支 店 名	揖西支店
預 金 種 目	普通預金
口 座 番 号	0014797
口 座 名 義	社会福祉法人桑の実園福祉会

4. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、その原因を解明し、賠償すべき事態においては速やかに賠償を行います。

【損害賠償保険】

訪問看護事業者総合補償制度 一般社団法人 全国訪問看護事業協会

5. 緊急時の対応

当事業所では、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。

6. 利用の中止、変更、追加

利用者のご希望により、サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。その場合は事業所に申し出て下さい。

7. 訪問看護サービスの利用に関する留意事項

① 定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、利用者は、「2. サービス内容と利用料金」で定められたサービス以外の業務を訪問看護師に依頼することはできません。

② 備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、訪問看護師が当事業所に連絡する場合の電話等も使用させてい

ただく場合があります。

③ サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行ないます。

④ 訪問看護師の禁止行為

訪問看護は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 特殊な看護
- ② 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ④ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8. 要望及び苦情等の相談

(1) 当訪問看護ステーションにおける苦情受付

訪問看護における要望や苦情などは、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

(受付) 当日の担当職員

(窓口) 管理者 山崎 敏子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30 ～ 17:30

○連絡先 (0791) 66-1984

(2) 第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。

第三者委員 山口 昇 (監 事) 電 話 0791-65-0343

第三者委員 有田 尚徳 (弁護士) 電 話 079-288-7266

9. 福祉サービス第三者評価の受審

当事業所は、「福祉サービス第三者評価」を受審しておりません。

10. 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する医療保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

12. 衛生管理

- (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

13. その他運営に関する重要事項

当事業所は、適切な医療保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

個人情報利用目的

(令和8年6月1日現在)

あさひ訪問看護ステーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への医療サービスの提供に必要な利用目的】

〔あさひ訪問看護ステーション内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する医療サービス
- ・医療保険事務
- ・医療サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －利用者等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する医療サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療サービス業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

(医療保険) 訪問看護利用同意書

社会福祉法人桑の実園福祉会が開設するあさひ訪問看護ステーションを利用するにあたり、訪問看護約款及び医療保険料金表について、担当者から説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。また、利用者に代わってこの内容に関して説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印

続柄（ ）

連帯保証人

住 所

氏 名

印

続柄（ ）

<説明者>

あさひ訪問看護ステーション

管理者 山崎 敏子